

令和 4 年 2 月 9 日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議
会長 人見

令和 3 年個人情報保護法改正に伴う条例の整備について（照会）

当審議会では、令和 3 年 11 月 18 日付けで神奈川県知事から「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について」の諮問を受け、現在、審議を進めているところです。

本県の個人情報保護条例では、次の保護措置を定めているところですが、今般の個人情報保護法の改正に伴い、これらの措置の条例化の可否の考え方について、別紙のとおり、貴委員会のご見解を伺いたく照会します。

- (1) 要配慮個人情報の取扱制限（神奈川県個人情報保護条例第 6 条）
- (2) 本人収集の原則（同条例第 8 条第 4 項）
- (3) 電磁的方法による提供（同条例第 10 条）

大変お忙しいところ恐縮ですが、令和 4 年 3 月 4 日までにご回答をいただきたくお願いいたします。

問合せ先
神奈川県政策局政策部情報公開広聴課
情報公開グループ 本田、横山
電話 045-210-3720

1 歴史的経緯について

本県では、情報処理技術、通信技術の進歩を背景として、大量の個人情報が蓄積、利用されることが、社会に利便をもたらす反面、誤った個人情報の利用や収集したときの事情を無視した利用等の不適正な個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害のおそれがあること、また、各種意識調査でも住民の間に個人情報の取扱いに対する不安感が増大していることなどを踏まえ、平成2年、都道府県で初めて個人情報保護条例を制定・施行した。

この条例は、県の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を何人にも保障するとともに、県の機関における個人情報を取扱いのルールを定め、また、民間事業者における個人情報の取扱いについて自主的な規制を促す内容となっている。こうした自己情報開示請求権等や行政及び民間における個人情報の取扱いのルール等は、現在では、国、自治体、民間全てについて法制度が整備されているが、当時としては画期的なものであったと言える。

また、権利意識やプライバシー保護の意識が相対的に高い、都市部に所在する本県の県民性を背景に、この条例の特徴として次の3点を規定している。

1点目は、思想、信条及び宗教などいわゆる要配慮個人情報については、人格そのものあるいは精神作用の基礎にかかわる個人情報や不当な差別に利用されるおそれのある個人情報は、不安あるいは苦痛を感じさせる程度が強いとともに、基本的人権の侵害を引き起こす危険性の高いことから、取扱いを原則禁止としたことである（平成30年には、思想、信条及び宗教等の4項目に、「病歴」、「犯罪により害を被った事実」等の7項目を加え、これら11項目を「要配慮個人情報」とする改正を行った。）。

2点目は、個人情報の収集に当たって誤った情報や、行政執行に不必要な個人情報が収集された場合には、個人の権利利益が侵害されるおそれが大きくなることから、個人情報の収集は、原則として、本人から直接収集しなければならないとしたことである。

3点目は、電磁的方法による個人情報の提供については、相手方に瞬時に大量の情報を提供することとなるため、審議会の意見を聴くこととしたことである（令和2年には、質の高い県民サービスを提供するにはより一層の県の業務の効率化を進める必要があり、これを実現する上で行政の電子化は不可欠であることから、一定の要件（必要な保護措置等）のもと、これを要しないとする改正を行った。）。

このように、本県の条例は、その県民性を背景として、令和3年改正後の個人情報保護法にはない特徴を有するものである。

さらに、本県では、条例制定後も、平成15年の個人情報保護法や行政機関個人情報保護法の基本理念や国の行政機関における保護措置を踏まえつつ、本県に必要な個人情報保護措置として、社会状況の変化に応じて独自に検討、実施し、県民との信頼関係を築いてきた歴史的経緯があり、これは地域の特性とも評価できるものである。

2 法の趣旨について

今回の改正法の趣旨は、「データ利活用の円滑化に向けて、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一や不整合を解消するため、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定すること」とされている。これについては、当審議会においても認めるところである。

令和3年11月に貴委員会から示された「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）」では、「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自の規定が置かれることは許容されない」とされている（同ガイドライン70頁）。

このことを踏まえた上で、本県の現行条例（神奈川県個人情報保護条例）に定める保護措置のうち、改正法に規定のないものについて、法の趣旨に反しないものとして、条例への規定を検討しているが、貴委員会の見解を伺いたい。

3 条例規定を検討する保護措置

(1) 要配慮個人情報取扱制限

本県の現行条例においては、要配慮個人情報について、取扱制限を設けているところである。

改正法は、要配慮個人情報について、特段の取扱制限を明文で規定していない。

この点、Q&Aは、改正法では、要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていないが、個人情報全般について、その保有は法令（条例含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と実質的に同様となっており、法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることはできないとされている。

このことについて、当審議会で検討したところ、改正法と条例の規定文言が同一でないことから、形式的には重複と言いきれないと考える。ただし、改正法第61条の個人情報の保有制限の定めは極めて抽象的であり、条例の要配慮個人情報の取扱制限と重複しない範囲の具体的な例示は難しい。

そこで、改正法と条例の規定による効果について比較したところ、条例では、原則、要配慮個人情報の取扱いを制限するが、例外的に取扱いを認めていることから、要配慮個人情報を取り扱うことができる範囲は、改正法の規定と実質的には重複するとも考えられる。

しかし、重複するとした場合でも、要配慮個人情報の取扱いに関しては、改正法においても、運用において個人情報のグレード（機微、救済可能性）に応じた適正な取扱いが想定されることから、条例の規定において取扱いを変えることは、法の趣旨に内包されたものであり、要配慮個人情報の適正な取扱いのために有効な規定であると考えられる。

また、改正法と条例の規定が実質的に同様であるならば、データ流通の阻害には当たらず、個人情報保護とデータ利活用の両立の趣旨には反しないものとする。

よって、改正後に現行の条例と同様の取扱制限を規定することは、改正法と実質的に重複するとしても、改正法の趣旨に反しないものとして規定できると考えるが如何。

神奈川県個人情報保護条例（抜粋）

（取扱いの制限）

第6条 実施機関は、要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条において同じ。）を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要であると認めて取り扱うときは、この限りでない。

（1） 信条

（2） 人種

（3） 社会的身分

（4） 犯罪の経歴

（5） 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（前号に該当するものを除く。）。

（6） 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（第4号に該当するものを除く。）。

（7） 犯罪により害を被った事実

（8） 病歴

（9） 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（前号に該当するものを除く。）。

（10） 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（第8号に該当するものを除く。）。

（11） 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（第8号に該当するものを除く。）。

(2) 本人収集原則

本県の現行条例においては、原則本人収集の原則を定めているところである。

改正法は、本人収集の原則について、明文で規定していない。

この点、Q&A (※) においては、改正法に重複することから、本人収集の原則を条例で規定することは許容されないとしている。

このことについて、当審議会で検討したところ、改正法の本人関与の機会の確保と条例の本人収集の原則の規定は完全に重複するとはいえないと考える。

一方、改正法と条例の規定による効果について比較すると、改正法においては収集先を明文で規定していないが、条例では、本人収集原則を掲げながらも、例外的に本人以外からの収集を広く認めていることから、実質的には改正法と重複することも考えられる。

しかし、重複するとした場合でも、条例において本人からの収集を原則とし、例外として本人以外からの収集も認める規定とすることが、本人の権利利益を保護するための適切な運用として有効であると考ええる。また、改正法と条例の規定が実質的に同様であるならば、データ流通の阻害には当たらず、個人情報保護とデータ利活用の両立の趣旨には反しないものと考ええる。

よって、改正後に現行の条例と同様の本人収集原則を規定することは、改正法と実質的に重複するとしても、改正法の趣旨に反しないものとして規定できると考えるが如何。

※ 「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点暫定版）による「改正個人情報保護法の規律に関するQ & A」P. 9～10

3-1-3 個人情報の本人からの直接取得を条例で規定することは可能か。

【回答】

現行の条例では、個人情報の本人からの直接取得について定める規定を設けている例が見られます。

個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており[第 61 条]、また、不正手段による取得も禁止されています[第 64 条]。加えて、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされています[第 66 条第 1 項]。さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており[第 75 条第 1 項]、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されません。

神奈川県個人情報保護条例（抜粋）

（収集の制限）

第8条

（略）

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 法令等の規定に基づき収集するとき。

（2） 本人の同意に基づき収集するとき。

（3） 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

（4） 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集するとき。

（5） 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。

（6） 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。

（7） 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。

（8） 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。次項第3号及び次条第2項第5号において同じ。）から収集する場合で、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

（9） 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

（略）

(3) 電磁的方法による提供

本県の現行条例においては、電磁的方法による提供について、要件を定めているところである。

改正法は、電磁的方法による提供について、明文で規定していない。

この点、Q&Aにおいて、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、改正法の安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、全国的な共通ルールを設定し、個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することを目的とした改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは許容されないとしている。

条例第10条の規定は、電磁的方法による提供を行う場合の要件を定めているもので

あり、これまでの当審議会における審議の積み重ねにより、電磁的方法による提供の個人情報の取扱いにとっての重大性に鑑みて、条例に規定することに意義があるとしてきた。改正法において、オンラインの場合も安全管理措置の規定等により重要性を踏まえた取扱いを求めていることから、条例第10条の規定は、これを具体化（明文化）した明示的、確認的な規定であり、安全にデータを利活用するための条件として改正法の趣旨に内包されたものとする。個人情報の提供を行う場合を条例で独自に直接的に制限するものではなく、改正法の適用効果に実質的に影響するものではない。

よって、改正後に現行の条例と同様の電磁的方法による提供を規定することは、データ流通の阻害にはならず、個人情報保護とデータ利活用の両立の趣旨には反しないものとして規定できると考えるが如何。

神奈川県個人情報保護条例（抜粋）

（電磁的方法による提供）

第10条 実施機関は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供を行うことができる。

- （1） 公益上の必要があると認められること。
- （2） 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。
- （3） 必要な保護措置を講じていること。